



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *54 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (行政管理課)..... 1
- *55 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (災害対策課)..... 4
- *56 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 (環境生活総務課)..... 11

○ 告示

- *319 職員の駐在に関する告示 (行政管理課)..... 32

○ 訓令

- *14 旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (行政管理課)..... 34
- *15 会計駐在員の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令 (")..... 34

規 則

和歌山県規則第54号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則 (昭和63年和歌山県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(27) 略 (28) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号) に関する次のこと。 <u>ア 第5条の規定による特定建築物についての届出の受理</u> <u>イ・ウ 略</u> <u>エ 第12条の2の規定による登録</u> <u>オ 第12条の4の規定による登録の取消し</u> <u>カ・キ 略</u> (29) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 (昭和46年厚生省令第2号) に関する次のこと。 <u>ア 第32条の規定による登録証明書の交付</u> <u>イ 第33条第1項の規定による変更又は廃止の届出の受理</u> (30) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則 (昭和56年和歌山県規則第48号) 第7条第1項及び第2項の規定による届出の受理に関する <u>こと</u> 。 (31)～(35) 略 (36) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) に関する次のこと。	(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(27) 略 (28) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (昭和45年法律第20号) に関する次のこと。 ア・イ 略 ウ・エ 略 (29)～(33) 略 (34) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号) に関する次のこと。

ア・イ 略

ウ 第7条第4項の規定による薬局の管理者が、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

エ 第8条の2第1項及び第2項の規定による報告の受理

オ 第8条の2第4項の規定による情報の提供の要求

カ 第8条の2第5項の規定による公表

キ～ケ 略

コ 第12条第4項の規定による許可更新のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可更新

サ 略

シ 第13条第4項の規定による許可更新のうち、薬局製造販売医薬品の製造業の許可更新

ス 略

セ 第14条第16項の規定による医薬品の製造販売のうち、薬局製造販売医薬品の軽微な変更の届出の受理

ソ・タ 略

チ 第17条第8項の規定による医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造を管理する者が、その製造所以外の場所で業として製造所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

ツ～ナ 略

三 第28条第4項の規定による店舗管理者が、その店以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

ヌ・ネ 略

ノ 第35条第4項の規定による医薬品営業所管理者が、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

ハ～ヘ 略

ホ 第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新

マ～モ 略

ヤ 第40条の5第6項の規定による再生医療等製品の販売業の許可更新

ユ～あ 略

(37) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に関する次のこと。

ア 第2条の2の規定による薬局開設の許可証の交付

イ 第2条の3第1項の規定による申請に対する薬局開設の許可証の書換え交付

ウ 第2条の4第1項の規定による申請に対する薬局開設の許可証の再交付及び同条第3項の規定による許可証の返納の受理

エ 第2条の5の規定による薬局開設の許可証の返納の受理

オ 第2条の6の規定による薬局開設の許可台帳の調製

カ 第2条の13の規定による取扱処方箋数の届出の受理

キ～コ 略

サ 第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳の調製

シ～ソ 略

タ 第15条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳の調製

チ 第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の承認台帳の調製

ア・イ 略

ウ 第7条第3項の規定による薬局の管理者が、その薬局以外の場所で業として薬局の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

エ～カ 略

キ 第12条第2項の規定による許可更新のうち、薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可更新

ク 略

ケ 第13条第3項の規定による許可更新のうち、薬局製造販売医薬品の製造業の許可更新

コ 略

サ 第14条第10項の規定による医薬品の製造販売のうち、薬局製造販売医薬品の軽微な変更の届出の受理

シ・ス 略

セ 第17条第4項の規定による医薬品（薬局製造販売医薬品に限る。）の製造を管理する者が、その製造所以外の場所で業として製造所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

ソ～ツ 略

テ 第28条第3項の規定による店舗管理者が、その店以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

ト・ナ 略

三 第35条第3項の規定による医薬品営業所管理者が、その営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可

ヌ～ハ 略

ヒ 第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新

フ～ミ 略

ム 第40条の5第4項の規定による再生医療等製品の販売業の許可更新

メ～レ 略

(35) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）に関する次のこと。

ア 第1条の4の規定による薬局開設の許可証の交付

イ 第1条の5第1項の規定による申請に対する薬局開設の許可証の書換え交付

ウ 第1条の6第1項の規定による申請に対する薬局開設の許可証の再交付及び同条第3項の規定による許可証の返納の受理

エ 第1条の7の規定による薬局開設の許可証の返納の受理

オ 第1条の8の規定による薬局開設の許可台帳に関すること。

カ 第2条の規定による取扱処方箋数の届出の受理

キ～コ 略

サ 第8条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可台帳に関すること。

シ～ソ 略

タ 第15条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の製造業の許可台帳に関すること。

チ 第19条第1項の規定による薬局製造販売医薬品の承認台帳に関すること。

ツ～ナ 略

ニ 第48条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可台帳の調製

(38) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に関する次のこと。

ア～エ 略

オ 第159条の10第4項の規定による登録販売者が精神の機能の障害を有する状態となり登録販売者の業務の継続が著しく困難になった旨の届出の受理

カ 第159条の10第5項の規定による登録販売者名簿の登録の消除

キ 第159条の11第1項の規定による申請に対する販売従事登録証の書換え交付

ク 第159条の12第1項の規定による申請に対する販売従事登録証の再交付

ケ 第159条の12第4項の規定による発見した販売従事登録証の返納の受理

コ 第159条の13第1項及び第2項の規定による販売従事登録証の返納の受理

(39)～(55) 略

(児童相談所長への委任)

第4条の3 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)・(2) 略

(障害児者サポートセンター所長への委任)

第4条の4 次に掲げる事務は、障害児者サポートセンター所長に委任する。

(1) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）第3条の規定による使用料（同条例別表第1第11項の2第2号に掲げる使用料に限る。）の免除

(2) 和歌山県障害児者サポートセンター管理規則（平成7年和歌山県規則第74号）に関する次のこと。

ア 第4条、第6条第2項、第7条、第8条の2第2項、第8条の3、第9条及び第10条の規定による使用の承認及び変更承認、使用の制限並びに使用の承認の取消し

イ 第5条及び第8条の規定による使用時間の変更

ウ 第6条第1項第2号及び第8条の2第1項第4号の規定による休止する日の設定

ツ～ナ 略

ニ 第48条の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可台帳に関すること。

(36) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に関する次のこと。

ア～エ 略

オ 第159条の10第4項の規定による登録販売者名簿の登録の消除

カ 第159条の11第1項の規定による販売従事登録証の書換え交付

キ 第159条の12第1項の規定による販売従事登録証の再交付

ク 第159条の13第1項の規定による販売従事登録証の返納の受理

(37)～(53) 略

(子ども・女性・障害者相談センター所長への委任)

第4条の3 次に掲げる事務は、子ども・女性・障害者相談センター所長に委任する。

(1)・(2) 略

(3) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）第3条の規定による使用料（同条例別表第11項の2第2号に掲げる使用料に限る。）の免除

(4) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則（平成7年和歌山県規則第74号）に関する次のこと。

ア 第4条、第6条第2項、第7条、第8条の2第2項、第8条の3、第9条及び第10条の規定による使用の承認及び変更承認、使用の制限並びに使用の承認の取消し

イ 第5条及び第8条の規定による使用時間の変更

ウ 第6条第1項第2号及び第8条の2第1項第4号の規定による休止する日の設定

(紀南児童相談所長への委任)

第4条の4 次に掲げる事務は、紀南児童相談所長に委任する。

(1) 児童福祉法に関する次のこと。

ア 第24条の3第2項の規定による支給の要否の決定

イ 第24条の3第6項の規定による入所受給者証の交付

ウ 第24条の4第1項の規定による支給決定の取消し

エ 第24条の4第2項の規定による入所受給者証の返還

オ 第24条の7第1項の規定による特定入所障害児食費等給付費の支給

カ 第24条の19第1項の規定による情報の提供、相談及び助言

キ 第24条の19第2項の規定によるあっせん、調整及び要請

ク 第27条第1項及び第2項の規定による措置

ケ 第27条の3の規定による家庭裁判所への送致

コ 第28条第1項から第3項までの規定によ

(和歌山下津港湾事務所長への委任)
 第6条 次に掲げる事務は、和歌山下津港湾事務所長に委任する。
 (1)・(2) 略
 (3) 公有水面埋立法の一部を改正する法律(昭和48年法律第84号)附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第27条第1項の規定による埋立地に関する処分の制限に係る登記の嘱託に関すること。

る措置
 サ 第29条の規定による立入調査及び質問
 シ 第30条の2の規定による児童の保護についての指示及び報告の聴取
 ス 第33条第2項の規定による一時保護及び一時保護の委託等
 セ 第33条の6の規定による児童自立生活援助の実施
 ソ 第57条の3第2項の規定による報告、提出及び提示の命令並びに質問
 タ 第57条の4の規定により閲覧、提供及び報告を求めること。
 (2) 児童虐待の防止等に関する法律に関する次のこと。
 ア 第8条の2の規定による出頭要求等
 イ 第9条第1項の規定による立入調査等
 ウ 第9条の2第1項の規定による再出頭要求等
 エ 第9条の3第1項から第3項まで及び第5項の規定による臨検、搜索等
 オ 第13条の規定による施設入所等の措置の解除
 カ 第13条の2の規定による安全確認、相談及び必要な支援

(和歌山下津港湾事務所長への委任)
 第6条 次に掲げる事務は、和歌山下津港湾事務所長に委任する。
 (1)・(2) 略
 (3) 公有水面埋立法の一部を改正する法律(昭和48年法律第84号)附則第2項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の公有水面埋立法第27条第1項の規定による埋立地に関する処分の制限に係る登記の嘱託に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第55号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則(昭和38年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害対策副本部長等) 第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事及び危機管理部長をもって充てる。ただし、副知事及び危機管理部長に事故があるときは、危機管理局長をもって充てる。</p> <p>2 災害対策本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときに副本部長がその職務を代理する順序は、次のとおりとする。 略 第2順位 危機管理部長</p> <p>3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、知事室長、部長(危機管理部長を除く。)</p>	<p>(災害対策副本部長等) 第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事及び危機管理監をもって充てる。ただし、副知事及び危機管理監に事故があるときは、危機管理局長をもって充てる。</p> <p>2 災害対策本部長(以下「本部長」という。)に事故があるときに副本部長がその職務を代理する順序は、次のとおりとする。 略 第2順位 危機管理監</p> <p>3 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、知事室長、部長(危機管理監を除く。)</p>

、会計管理者、危機管理局長、教育長及び警察本部長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。

(総合統制室)

第5条 略

2～4 略

5 室長は、必要に応じ指名した部の職員に当該室に属する事務の処理をさせることができる。

6 略

(部)

第6条 部に、知事室部、総務部、企画部、地域振興部、環境生活部、共生社会推進部、福祉保健部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、会計部、議会部、教育部、警察部、監査委員会部、人事委員会部及び労働委員会部を置く。

2～10 略

(本部連絡員)

第7条 略

2 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもって充てる。この場合において、部長は、幹事班(警察部にあつては派遣班)の職員を1名以上指名するものとする。

略

略

企画部

地域振興部

環境生活部

共生社会推進部

略

商工労働部

略

略

略

略

略

略

別表第1 (第5条関係)

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理部長 略	危機管理消防課員 略 総合交通政策課員 デジタル社会推進課員 略 生活衛生課員 社会福祉課員 略 成長産業推進課員 略	略

会計管理者、危機管理局長、教育長及び警察本部長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。

(総合統制室)

第5条 略

2～4 略

5 室長は、必要に応じ指名した部の職員を当該室に属する事務の処理をさせることができる。

6 略

(部)

第6条 部に、知事室部、総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部、商工観光労働部、農林水産部、県土整備部、会計部、議会部、教育部、警察部、監査委員会部、人事委員会部及び労働委員会部を置く。

2～10 略

(本部連絡員)

第7条 略

2 本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名する者をもって充てる。この場合において、部長は、幹事班(警察部にあつては派遣班)の職員を1名以上指名するものとする。

略

略

企画部

環境生活部

略

商工観光労働部

略

略

略

略

略

別表第1 (第5条関係)

和歌山県災害対策本部総合統制室の編成及び事務分掌

室名	室長 副室長	事務分担者 (室員)	事務分掌
総合統制室	(室長) 危機管理監 略	危機管理・消防課員 略 デジタル社会推進課員 総合交通政策課員 略 食品・生活衛生課員 福祉保健総務課員 略 産業技術政策課員 略	略

別表第2 知事室部の部秘書班の項中

「政策審議課長」を「万博推進課長」に、「政策審議課員」を「万博推進課員」に改め、

同表総務部の部中

「(部長付) 監察査察 監 参事 (和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号。以下この表において「行政組織規則」という。) 第5条の表に掲げる監察査察課に属する参事に限る。) 」を削り、

同部人事職員班の項中

「監察査察課長 職員厚生室長」を「職員厚生室長 考査課長」に、「監察査察課員 職員厚生室員」を「職員厚生室員 考査課員」に改め、

同表企画部の部中

「地域振興 局長 人権局長 (部長付) 地域振興 監 国際担当 参事」を「(部長付) 国際担当 参事」に改め、

同部 (幹事班) 企画総務班の項中

「企画総務 班」を「企画班」に、「企画総務課長」を「企画課長」に改め、 「人権政策課長 人権施策推進 課長」を削り、「企画総務課員」を「企画課員」に改め、 「人権政策課員 人権施策推進 課員」を削り、

同部デジタル社会推進班の項及び総合交通政策班の項を削り、同部国際班の項の次に次の項を加える。

スポーツ 班	(班長) スポーツ課長 (副班長) スポーツ課副 課長	スポーツ課員	1 各班共通業務に関すること。 2 社会体育施設の被害状況等の調査、災害応急対策及び避難所等の提供に関すること。 3 その他必要なこと。
--------	-----------------------------	--------	--

別表第2企画部の部の次に次の部を加える。

地域振興	(部長)	(幹事班)	(班長)	地域振興課員	1 各部幹事班共通業務に関する
------	------	-------	------	--------	-----------------

部	地域振興 部長 (副部長) 地域政策 局長 観光局長	地域振興 班	地域振興課長 (副班長) 地域振興課副 課長		こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
	総合交通 政策班	(班長) 総合交通政策 課長 (副班長) 総合交通政策 課副課長	総合交通政策 課員 社会福祉課員 資源管理課員	1 各班共通業務に関すること。 2 公共交通機関(鉄道、バス、 フェリー等)の運行等に関する 情報の収集、記録及び伝達に関 すること。 3 公共交通機関(鉄道、バス、 フェリー等)及び関西国際空港 の被害情報の収集、その他災害 応急対策に関すること。 4 人員及び物資の輸送に係る総 合的な調整に関すること。 5 その他必要なこと。	
	デジタル 社会推進 班	(班長) デジタル社会 推進課長 (副班長) デジタル社会 推進課副課長	デジタル社会 推進課員	1 各班共通業務に関すること。 2 通信の被害状況及び復旧状況 に関する情報の収集、記録及び 伝達に関すること。 3 通信関係事業者への情報提供 に関すること。 4 臨時公衆電話の設置要請及び 衛星携帯電話等の手配に関する こと。 5 その他必要なこと。	
	観光班	(班長) 観光振興課長 (副班長) 観光交流課長 ジオパーク室 長	観光振興課員 観光交流課員 ジオパーク室 員	1 各班共通業務に関すること。 2 観光施設の被害調査に関する こと。 3 宿泊施設への避難者の受入れ に関すること。 4 南紀熊野ジオパークセンター	

					の被害状況の把握及び応急対策 に関すること。 5 その他必要なこと。
--	--	--	--	--	--

別表第2 環境生活部の部中

「県民局長
(部長付)
生活安全
参事
食品安全
参事
参事(行
政組織規
則第7条
第1項の
表に掲げ
る環境生
活部に属
する参事
に限る。
)」
を「生活局長」に改め、

同部(幹事班)環境生活総務班の項中

「環境生活
総務班」を「脱炭素政
策班」に、
「環境生活総務
課長
(副班長)
自然環境室長
ジオパーク室
長」を
「脱炭素政策課
長
(副班長)
自然環境課長」
に、

「環境生活総務
課員
自然環境室員
ジオパーク室
員」を
「脱炭素政策課
員
自然環境課員」
に改め、

同項事務分掌の欄5を削り、同欄6を同欄5とし、

同部県民生活班の項中

「県民活動団体
室長」を「県民生活課副
課長」に改め、「県民活動団体
室員」を削り、

同部青少年・男女共同参画班の項を削り、

同部食品・生活衛生班の項中

「食品・生
活衛生班」を「生活衛生
班」に、
「食品・生活衛
生課長
(副班長)
食品・生活衛
生課副課長」を
「生活衛生課長
(副班長)
生活衛生課副
課長」に、

「食品・生活衛
生課員」を「生活衛生課員」に改め、同部の次に次の部を加える。

共生社会 推進部	(部長) 共生社会 推進部長 (副部长) 人権局長	(幹事班) 人権政策 班	(班長) 人権政策課長 (副班長) 人権施策推進 課長	人権政策課員 人権施策推進 課員	1 各部幹事班共通業務に関する こと。 2 各班共通業務に関すること。 3 その他必要なこと。
-------------	---------------------------------------	--------------------	---	------------------------	--

<p>こども家庭局長</p>	<p>こども支援班</p>	<p>(班長) こども未来課長 (副班長) こども支援課長 多様な生き方支援課長</p>	<p>こども未来課員 こども支援課員 多様な生き方支援課員</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各班共通業務に関すること。 2 児童福祉施設入所児童等の保護に関すること。 3 被災母子家庭相談・支援に関すること。 4 保育所被害状況等の調査に関すること。 5 各青少年の家の被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 6 ジェンダー平等推進センターの被害状況調査及び応急復旧対策に関すること。 7 その他必要なこと。
----------------	---------------	--	---	--

別表第2 福祉保健部の部中

「技監（行政組織規則第6条の表に掲げる福祉保健部に属する技監に限る。）」を「技監（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号。以下この表において「行政組織規則」という。）第6条の表に掲げる福祉保健部に属する技監に限る。）」に改め、

同部（幹事班）福祉保健総務班の項中

「福祉保健総務班」を「社会福祉班」に、「福祉保健総務課長（副班長）福祉保健総務課副課長」を「社会福祉課長（副班長）社会福祉課副課長」に、

「福祉保健総務課員 子ども未来課員 長寿社会課員 障害福祉課員 健康推進課員 国民健康保険課員 介護サービス指導室員」を「社会福祉課員 長寿社会課員 介護サービス指導課員 障害福祉課員 こころの健康推進課員 健康推進課員 国民健康保険課員」に改め、

同部子ども支援班の項を削り、

同部高齢者支援班の項中

「長寿社会課長(副班長) 介護サービス指導室長」を「介護サービス指導課長(副班長) 長寿社会課長」に、「介護サービス指導室員」を「介護サービス指導課員」に改め、

同部障害児者支援班の項中

「障害福祉課副課長」を「こころの健康推進課長」に、「障害福祉課員」を「障害福祉課員 こころの健康推進課員」に改め、

同表商工観光労働部の部中

「商工観光労働部」を「商工労働部」に、「商工観光労働部長」を「商工労働部長」に改め、「観光局長(部長付) 労働政策参事」を削り、

同部(幹事班)商工観光労働総務班の項中

「商工観光労働総務班」を「商工企画班」に、「商工観光労働総務課長」を「商工企画課長」に改め、「万博推進課長」を削り、

「商工観光労働総務課員」を「商工企画課員」に改め、「万博推進課員」を削り、

同部企業政策班の項中

「産業技術政策課長 企業立地課長 サービス産業立地室長」を「成長産業推進課長 企業立地課長」に、「産業技術政策課員 企業立地課員 サービス産業立地室員」を「成長産業推進課員 企業立地課員」に改め、

同部観光班の項を削り、

同表農林水産部の部中

「森林・林業局長」を「森林林業局長」に改め、

同部(幹事班)農林水産総務班の項中

「農林水産総務班」を「農林水産振興班」に、「農林水産総務課長(副班長) 食品流通課長 研究推進室長 里地・里山振興室長」を「農林水産振興課長(副班長) 研究推進課長 食品流通課長 里地里山振興室長」に、

「農林水産総務課員 食品流通課員 研究推進室員 里地・里山振興室員」を「農林水産振興課員 研究推進課員 食品流通課員 里地里山振興室員」に改め、

同部果樹園芸班の項中

「農業環境・鳥獣害対策室長」を「鳥獣害対策課長」に、「農業環境・鳥獣害対策室員」を「鳥獣害対策課員」に改め、

同部林業班の項中

「森林整備課長」を「森林整備課長 全国育樹祭推進室長」に、「森林整備課員」を「森林整備課員 全国育樹祭推進室員」に改め、

同表県土整備部の部中

「河川・下水道局長」を「河川下水道局長」に改め、

同部（幹事班）県土整備総務班の項中

「県土整備総務班」を「県土整備政策班」に、「県土整備総務課長」を「県土整備政策課長（副班長）技術調査課長 用地対策課長 検査・技術支援課長」に、「県土整備政策課長」を「県土整備政策課長（副班長）技術調査課長 検査・技術支援課長 用地対策課長」に改め、

「県土整備総務課員 技術調査課員 用地対策課員 検査・技術支援課員」を「県土整備政策課員 技術調査課員 検査・技術支援課員 用地対策課員」に改め、

同部建築住宅班の項中

「公共建築課長」を「公共建築課長 盛土対策室長」に、「公共建築課員」を「公共建築課員 盛土対策室員」に改め、

同表教育部の部スポーツ班の項を削る。

別表第2 教育部文化遺産班の項中

「文化学術課員 自然環境室員」を「総務課員」に改める。

別表第4中「地域振興部長」を「地域づくり部長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県規則第56号

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県立自然公園条例施行規則（昭和35年和歌山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章 略 第2章 <u>公園計画（第2条—第6条）</u> 第3章 <u>公園事業（第7条—第16条）</u> 第4章 <u>保護及び利用（第17条—第26条の2）</u> 第4章の2 <u>質の高い自然体験活動の促進のための措置（第26条の2の2—第26</u>	目次 第1章 略 第2章 <u>削除</u> 第3章 <u>公園事業（第8条—第20条）</u> 第4章 <u>保護及び利用（第21条—第26条）</u>

条の 2 の 8)
 第 4 章の 3 風景地保護協定及び公園管理団体
 (第 26 条の 2 の 9—第 26 条の 5)
 第 5 章 略
 付則

第 2 章 公園計画

第 2 条 条例第 8 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、協議会による公園計画の変更提案書(別記第 1 号様式)とする。

第 3 条から第 6 条まで 削除

第 3 章 略

(協議会による公園事業の決定等の提案)
 第 7 条 条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める書類は、協議会による公園事業の決定等提案書(別記第 1 号様式の 2)とする。

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)
 第 10 条 条例第 10 条第 4 項の協議又は認可の申請は、県立自然公園事業執行協議書(認可申請書)(別記第 1 号様式の 3)を提出する方法をもって行うものとする。

2・3 略

(承継の協議又は承認の申請)
 第 14 条 条例第 12 条第 1 項の規定による承認を受けようとする者は、事業の譲渡による県立自然公園事業の承継申請書(別記第 4 号様式)を知事に提出するものとする。

2 前項の事業の譲渡による県立自然公園事業の承継申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 譲受人が個人の場合にあっては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあっては、譲受人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 第 10 条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 12 号に掲げる書類
- (4) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について、収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (5) 第 8 条第 3 号に掲げる宿舎に関する自然公園事業であって、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (6) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

3 条例第 12 条第 2 項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、法人の合併(分割)による県立自然公園事業の承継協議書(承認申請書)(別記第 4 号様式の 2)を知事に提出するものとする。

4 略

5 条例第 12 条第 3 項の規定による相続の承認の申請は、相続による県立自然公園事業の承継申請書(別記第 5 号様式)を提出して行うものとする。

6 略

第 4 章の 2 風景地保護協定及び公園管理団体
 (第 26 条の 2—第 26 条の 5)
 第 5 章 略
 付則

第 2 章 削除

第 2 条から第 7 条まで 削除

第 3 章 略

(公園事業の執行の協議又は認可の申請)
 第 10 条 条例第 10 条第 4 項の協議又は認可の申請は、県立自然公園事業執行協議書(認可申請書)(別記第 1 号様式)を提出する方法をもって行うものとする。

2・3 略

(承継の協議又は承認の申請)
 第 14 条

条例第 12 条第 1 項の規定による承継の協議をしようとする者又は承認を受けようとする者は、法人の合併(分割)による県立自然公園事業の承継協議書(承認申請書)(別記第 4 号様式)を知事に提出するものとする。

2 略

3 条例第 12 条第 2 項の規定による相続の承認の申請は、相続による県立自然公園事業の承継申請書(別記第 5 号様式)を提出して行うものとする。

4 略

第 17 条から第 20 条まで 削除

第4章 略

(協議会の公表)

第17条 条例第15条の2第4項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 協議会(条例第15条の2第1項に規定する協議会をいう。第19条及び第20条の3において同じ。)の名称及び構成員の氏名又は名称
- (2) 協議の対象となる利用拠点区域

2 条例第15条の2第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(利用拠点整備改善計画の認定の申請)

第18条 条例第15条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、利用拠点整備改善計画認定申請書(別記第8号様式)を知事に提出しなければならない。

(自然公園における利用拠点整備改善計画の記載事項)

第19条 利用拠点整備改善事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第15条の3第2項第8号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の名称
- (2) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 利用拠点整備改善計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第20条第3項の許可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該許可を要する行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第22条第1項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) その他参考となるべき事項

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の公表)

第20条 条例第15条の3第6項(条例第15条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更の申請)

第20条の2 条例第15条の4第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、利用拠点整備改善計画変更認定申請書(別記第9号様式)を知事に提出しなければならない。

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更)

第20条の3 条例第15条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 利用拠点整備改善事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 利用拠点整備改善事業の実施時期の変更
- (3) 利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 第11条各号に掲げる変更
- (5) 計画期間の変更

第4章 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、変更後の利用拠点整備改善計画が条例第15条の3第4項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(利用拠点整備改善計画の軽微な変更の届出)
第20条の4 条例第15条の4第2項の届出をしようとする者は、利用拠点整備改善計画の軽微な変更届(別記第10号様式)を知事に提出しなければならない。

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)
第23条 条例第20条第8項第4号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする

- (1)～(8) 略
- (8)の2 漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設若しくは同法同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については、駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- (9)～(23)の5 略
- (23)の6 漁港及び漁場の整備等に関する法律第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (23)の7～(27) 略
- (27)の2 漁港及び漁場の整備等に関する法律第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- (27)の3～(35) 略

第26条 略

(野生動物の生態に影響を及ぼす行為)
第26条の2 条例第26条第1項第3号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 野生動物(条例第26条第1項第3号に規定する野生動物をいう。次号において同じ。)に餌を与えること。
- (2) 野生動物に著しく接近し、又はつきまとうこと。

第4章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会の公表)
第26条の2の2 第17条の規定は、条例第26条の2第3項において準用する条例第15条の2第4項の公表について準用する。この場合において、第17条第1項第1号中「条例第15条の2第1項に規定する協議会をいう。第19条及び第20条の3において同じ」とあるのは「条例第26条の2第1項に規定する協議会をいう。第26条の2の4及び第26条の2の7において同じ」と、「利用拠点区域」とあるのは「自然公園の区域」

(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)

第23条 条例第20条第8項第3号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする

- (1)～(8) 略
- (8)の2 漁港漁場整備法(昭和25年法律第137号)第3条第1号に掲げる施設若しくは同法同条第2号イ、ロ若しくはハに掲げる施設(同号イに掲げる施設については、駐車場及びヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については、公共施設用地に限る。)又は沿岸漁業(沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号)第2条第1項に規定する沿岸漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船(とう載漁船を除く。))を使用して行うものを除く。)をいう。以下この号において同じ。)の生産基盤の整備及び開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を改築し、又は増築すること。
- (9)～(23)の5 略
- (23)の6 漁港漁場整備法第25条の規定により指定された漁港管理者が維持管理する同法第3条に規定する漁港施設から汚水又は廃水を排出すること。
- (23)の7～(27) 略
- (27)の2 漁港漁場整備法第34条第1項の規定により定められた漁港管理規程に基づき、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等に表示すること。
- (27)の3～(35) 略

第26条 略

と読み替えるものとする。

(自然体験活動促進計画の認定の申請)

第26条の2の3 条例第26条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、自然体験活動促進計画認定申請書(別記第26号様式の2)を知事に提出しなければならない。

(自然体験活動促進計画の記載事項)

第26条の2の4 自然体験活動促進事業の実施主体の記載は、個人にあつては氏名及び住所を、法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名を明示してするものとする。

2 条例第26条の3第2項第6号に規定する規則に定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進計画の名称
- (2) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の名称及び構成員の氏名又は名称
- (3) 自然体験活動促進計画に係る事務の実施体制
- (4) 条例第20条第3項の許可を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該許可を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (5) 条例第22条第1項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業にあつては、当該届出を要する行為に係る行為の種類、場所及び施行方法
- (6) 計画区域における適正な利用に係る啓発に関する事項
- (7) その他参考となるべき事項

(認定を受けた自然体験活動促進計画の公表)

第26条の2の5 条例第26条の3第5項(条例第26条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(認定を受けた自然体験活動促進計画の変更の申請)

第26条の2の6 条例第26条の4第2項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、自然体験活動促進計画変更認定申請書(別記第26号様式の3)による申請書を知事に提出しなければならない。

(自然体験活動促進計画の軽微な変更)

第26条の2の7 条例第26条の4第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 自然体験活動促進事業の実施主体の氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
- (2) 自然体験活動促進事業の実施時期の変更
- (3) 自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員の変更又は当該協議会の構成員の氏名若しくは名称の変更
- (4) 計画期間の変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、変更後の自然体験活動促進計画が条例第26条の3第3項各号のいずれにも適合することが明らかであると認められる変更

(自然体験活動促進計画の軽微な変更の届出)

第26条の2の8 条例第26条の4第2項の届出をしようとする者は、自然体験活動促進計画の軽微な変更届(別記第26号様式の4)を知事に提出しなければならない。

第4章の3 略

第26条の2の9 略

(公園管理団体の指定基準)

第26条の5 条例第33条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 略
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第34条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務(同項各号に掲げる業務にあつては、当該公園管理団体の業務として行うものに限る。次号及び第4号において同じ。)を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第34条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 条例第34条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。
- (5) 会社又は森林組合にあつては、自然公園の植生の保全その他の自然の風景地の保護に資する活動又は主として歩行者の通行の用に供する道路その他の施設の補修その他の維持管理に係る実績を有していること。

(証明書の様式)

第27条 条例第16条第3項、第24条第3項、第26条第3項、第26条の6第2項又は第39条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、別記第27号様式による。

第4章の2 略

第26条の2 略

(公園管理団体の指定基準)

第26条の5 条例第33条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次の各号に適合していると認められるものについて行うものとする。

- (1) 略
- (2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第34条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 十分な活動実績を有していることその他条例第34条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。
- (4) 営利を目的としない団体であることその他条例第34条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(証明書の様式)

第27条 条例第16条第2項、第24条第3項、第26条第3項又は第39条第4項の規定により当該職員の携帯する証明書は、別記第27号様式による。

別記第1号様式を別記第1号様式の3とし、同様式の前に次の2様式を加える。

別記第1号様式 (第2条関係)

協議会による公園計画の変更提案書

和歌山県立自然公園条例第8条の2第1項の規定により、_____県立自然公園計画について、
変更を提案します。

年 月 日

和歌山県知事 様

協議会を組織した市町村
代表者氏名

協議会の名称	
構成員の氏名 又は名称	
提案の理由	
備 考	

添付書類

当該提案に係る場所及びその周辺の風致又は景観の状況及び当該公園の利用の状況を記載した書面

別記第1号様式の2 (第7条関係)

協議会による公園事業の決定等提案書

和歌山県立自然公園条例第9条の2第1項の規定により、_____県立自然公園計画について、
(決定・変更)を提案します。

年 月 日

和歌山県知事 様

協議会を組織した市町村
代表者氏名

協議会の名称	
構成員の氏名 又は名称	
提案の理由	
備考	

添付書類

当該提案に係る場所及びその周辺の風致又は景観の状況及び当該公園の利用の状況を記載した書面

別記第4号様式中「第12条第1項」を「第12条第2項」に改め、同様式を別記第4号様式の2とし、別記第3号様式の次に次の1様式を加える。

別記第4号様式 (第14条関係)

事業の譲渡による県立自然公園事業の承継申請書

和歌山県立自然公園条例第12条第1項の規定により、_____が執行する_____県立自然公園_____事業を承継したいので、次のとおり申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者の氏名又は名称及び住所
(法人にあつては代表者の氏名)

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
譲渡人の氏名又は名称及び住所 (法人にあつては代表者の氏名)	
公園施設の種類	
公園施設の管理又は経営の方法	年 月 日
公園事業を譲渡しようとする年月日	
公園事業を譲渡しようとする理由	
備 考	

備考

1 添付書類

- (1) 譲受人が個人の場合にあつては、譲受人の住民票の写し
- (2) 譲受人が法人の場合にあつては、譲受人の定款、寄付行為又は規約及び登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺1:25,000程度の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺1:5,000程度の概況図及び天然色写真
- (5) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (6) 譲受人が行う公園施設の管理又は経営に要する経費について収入及び支出の総額及び内訳を記載した書類その他譲受人が公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
- (7) 宿舎に関する自然公園事業であつて、譲受人が譲り受けた後に特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、当該仕組み及び当該事業の執行による自然公園の保護又は利用の増進の内容を明らかにした書類
- (8) 譲渡及び譲受けに係る譲渡人及び譲受人の意思の決定を証する書類

2 注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、○○線道路 (車道)、○○宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (4) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第5号様式中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改める。

別記第8号様式から別記第17号様式までを次のように改める。

別記第8号様式 (第18条関係)

利用拠点整備改善計画認定申請書

和歌山県立自然公園条例第15条の3第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所
氏 名

(備考)

1 添付書類

- (1) 計画区域を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
 - (2) 計画区域及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
 - (3) 公園事業の執行に係る協議又は認可を要する事業の場合 (運輸施設に関する公園事業にあつては、ク、コに掲げる書類を、公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、ア、イ、オ、カ、ク、ケに掲げる書類を除く。)、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
 - ア 個人にあつては、住民票の写し
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
 - エ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
 - オ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
 - カ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
 - キ 公園事業の執行に関し土地収用法 (昭和 26 年法律第 219 号) の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
 - ク 法人にあつては、直前 3 年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書 (設立後 3 年を経過していない法人にあつては、設立後の各事業年度に係るもの)
 - ケ 個人にあつては、直前 3 年の各事業年度における確定申告書
 - コ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (4) 公園事業の内容の変更に係る協議又は認可を要する事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。(公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、(3) のカ、クに掲げる書類を除く。)
 - ア 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
 - イ 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
 - ウ (3) のカからケまでに掲げる事項のうち、変更に係る事項
 - エ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (5) 特別地域での行為許可又は普通地域での行為の届出を要する行為が含まれる事業の場合、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。
 - ア 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
 - イ 行為地及びその周辺の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真
 - ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面
 - (6) その他参考となるべき書類、図面又は写真
- 2 注意
- (1) 「申請者」には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町村を代表として記載し、共同して申請を行う当該計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者については別紙に記載すること。
 - (2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第9号様式 (第20条の2関係)

利用拠点整備改善計画変更認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
住 所
氏 名

_____県立自然公園_____利用拠点整備改善計画の内容に関し、変更をした
いので、和歌山県立自然公園条例第15条の4第1項の規定に基づき、別紙の計画について次の
とおり変更の認定を申請します。

当初認定を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更を必要とする 理由		
変更する事項	変更前	変更後

(備考)

1 添付書類

当初提出した別記第8号様式の添付書類のうち、変更の内容に係るもの

2 注意

- (1) 「申請者」には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町村を代表として記載し、共同して申請を行う当該計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者については別紙に記載すること。
- (2) 変更する事項について、欄が足りない場合には追加をすること。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第10号様式 (第20条の4関係)

利用拠点整備改善計画の軽微な変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者
住 所
氏 名

_____県立自然公園_____利用拠点整備改善計画の内容に関し、軽微な変更を
したいので、和歌山県立自然公園条例第 15 条の 4 第 2 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

当初認定を受けた年月日及 び番号	年 月 日 第 号
変更を必要とする理由	

軽微な変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

(備考)

- 1 「届出者」は、当初認定時の代表申請者とする事。
- 2 軽微な変更をする事項について、欄が足りない場合には追加をすること。
- 3 協議会の構成員の変更については、変更後の一覧を添付すること。
- 4 変更内容を反映した利用拠点整備改善計画を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第11号様式から別記第17号様式まで 削除
別記第26号様式の次に次の3様式を加える。

別記第26号様式の2 (第26条の2の3関係)

自然体験活動促進計画認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者
住 所
氏 名

和歌山県立自然公園条例第 26 条の 3 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

(備考)

1 添付書類

(1) 計画区域を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

なお、地形図には各々の自然体験活動促進事業の実施範囲について図示すること。

(2) 条例第 20 条第 3 項の許可を要する自然体験活動促進事業が計画に記載される場合にあつては、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。

ア 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真

ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

(3) 条例第 22 条第 1 項の規定による届出を要する自然体験活動促進事業が計画に記載される場合にあつては、当該事業ごとに以下の書類を添付すること。

ア 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図

イ 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図及び天然色写真

ウ その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

(4) その他参考となるべき書類、図面又は写真

2 注意

(1) 「申請者」には、自然体験活動促進計画を作成した協議会の構成員である市町村を代表として記載し、共同して申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者については別紙に記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第26号様式の3 (第26条の2の6関係)

自然体験活動促進計画変更認定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者

住 所
氏 名

_____県立自然公園_____自然体験活動促進計画の内容に関し、変更をしたいので、和歌山県立自然公園条例第 26 条の 4 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について次のとおり変更の認定を申請します。

当初認定を受けた 年月日及び番号	年 月 日 第 号	
変更を必要とする 理由		
変更する事項	変更前	変更後

(備考)

1 添付書類

当初提出した別記第 26 号様式の 2 の添付書類のうち、変更の内容に係るもの

2 注意

- (1) 「申請者」には、利用拠点整備改善計画を作成した協議会の構成員である市町村を代表として記載し、共同して申請を行う当該計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者については別紙に記載すること。
- (2) 変更する事項について、欄が足りない場合には追加をすること。
- (3) 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第26号様式の4 (第26条の2の8関係)

自然体験活動促進計画の軽微な変更届

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者

住 所

氏 名

_____県立自然公園_____自然体験活動促進計画の内容に関し、軽微な変更をしたので、和歌山県立自然公園条例第26条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

当初認定を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
変更を必要とする理由	

軽微な変更の内容

変更する事項	変更前	変更後

(備考)

- 1 「届出者」は、当初認定時の代表申請者とする事。
- 2 軽微な変更をする事項について、欄が足りない場合には追加をすること。
- 3 協議会の構成員の変更については、変更後の一覧を添付すること。
- 4 変更内容を反映した自然体験活動促進計画を添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

別記第27号様式を次のように改める。

別記第27号様式 (第27条関係)

この証明書を携帯する者は、和歌山県立自然公園条例
 第 16 条第 1 項及び第 2 項に規定する立入検査等を行う職員
 第 24 条第 2 項に規定する立入検査等を行う職員
 第 26 条第 2 項に規定する指示をすることのできる職員
 第 26 条の 6 第 1 項に規定する立入検査等を行う職員
 第 39 条第 1 項に規定する実地調査のために立ち入り、標識の設置等を行う職員
 である。

第 号

所属
 職名

氏名

証 明 書

年 月 日交付

和歌山県知事

印

和歌山県立自然公園条例 (抄)
 (報告徴収及び立入検査)

第 16 条 知事は、第 10 条第 3 項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第15条の3第4項の認定(第15条の4第1項の変更の認定を含む。)を受けた者に対し、当該認定を受けた利用拠点整備改善計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。)の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 (報告徴収及び立入検査)

第 24 条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第 20 条第 3 項の規定による許可を受けた者又は第 22 条第 2 項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第 20 条第 3 項、第 22 条第 2 項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第 20 条第 3 項各号若しくは第 22 条第 1 項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第 1 項及び第 2 項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
 (利用のための規制)

第 26 条 自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、何人も、みだりに次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を催させるような仕方接客をし、その他当該自然公園の利用者に著しく迷惑をかけること。
- (3) 野生動物(鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。)に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであって、当該自然公園又は自然公園の利用に

支障を及ぼすおそれのあるものを行うこと。

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第 2 号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
(報告徴収及び立入検査)

第26条の6 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、第26条の3第3項の認定を受けた者に対し、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(実地調査)

第 39 条 知事は、自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入らせ、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹若しくは垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。ただし、道路法その他他の法律に実地調査に関する規定があるときは、当該規定の定めるところによる。

2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹又は垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 第 1 項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ってはならない。

4 第 1 項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 土地の所有者若しくは占有者又は木竹若しくは垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第 1 項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

第 45 条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 16 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

(2) ～ (4) (省略)

(5) 第 24 条第 2 項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

(6) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる行為をしたとき。

(7) 自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第 26 条第 2 項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第 1 項第 2 号に掲げる行為をしたとき。

(8) 第39条第5項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

備考

不要な文字は、抹消すること。

第2条 和歌山県立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第27号様式中「前項第2号」を「前項第2号又は第3号」に、「第16条第1項の」を「第16条第1項若しくは第2項若しくは第26条の6第1項の」に、「同条第1項第2号」を「同条第1項第2号又は第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

和歌山県告示第319号

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第7条第5項及び第208条第2項の規定に基づき、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項を次のように定め、令和6年4月1日から実施する。

令和5年和歌山県告示第391号（職員の駐在に関する告示）は、令和6年3月31日限り廃止する。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 検査・技術支援課分室の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
検査・技術支援課分室	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	1 工事の検査及び補助工事の現地調査（西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内に係るものに限る。） 2 技術力向上に係る研修に関する事務 3 市町村への技術支援に関する事務

2 東牟婁振興局地域づくり部の職員の駐在

(1) 駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
東牟婁振興局地域づくり部	東牟婁郡串本町西向193	串本駐在	一般旅券の発給申請の受理及び交付に関する事務

(2) 会計職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい	担当事務
東牟婁振興局地域づくり部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 南紀熊野ジオパークセンター 串本古座高等学校	担当のかいの会計に関する事務

(3) 物品調達職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当のかい等	担当事務

東牟婁振興局地域づくり部	東牟婁郡串本町サンゴ台783-8	串本地区駐在	東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 南紀熊野ジオパークセンター 畜産試験場 水産試験場 串本古座高等学校	担当のかい等の物品調達及び支出に関する事務
--------------	------------------	--------	--	-----------------------

3 振興局建設部の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
海草振興局建設部	海草郡紀美野町下佐々1099	紀美野詰所	海草郡紀美野町 海南市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
日高振興局建設部	日高郡日高川町川原河230	日高川詰所	日高郡日高川町の一部 印南町の一部 みなべ町の一部	
西牟婁振興局建設部	田辺市龍神村西376	龍神駐在	田辺市の一部	1 土木事業の調査、測量、設計施行及び監督 2 出願に係る土木事業の調査、指導及び監督
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮駐在	田辺市の一部	
	田辺市龍神村西376	龍神詰所	田辺市の一部	道路及びその附属物の維持修繕及び管理
	田辺市本宮町本宮254の4	本宮詰所	田辺市の一部	

4 世界遺産センターの職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県世界遺産センター	伊都郡高野町高野山357	高野地域駐在	世界遺産の保全、活用及び啓発に関する事務

5 交通事故相談所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当区域	担当事務
和歌山県交通事故相談所	田辺市朝日ヶ丘23-1	田辺駐在	田辺市 西牟婁郡	交通事故相談に関する事務
	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8	新宮駐在	新宮市 東牟婁郡	

6 田辺産業技術専門学院の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県立田辺産業技術専門学院	田辺市新庄町3353-9	分教室	情報システム科の職業訓練に関する事務

7 林業試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務
和歌山県林業試験場	田辺市中辺路町栗栖川291	中辺路試験地	林業試験地における軽易な栽培調査及び管理

8 水産試験場の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名 称	担当事務

和歌山県水産試験場	紀の川市桃山町調月32-3	内水面試験地	内水面漁業に関する調査、研究及び管理
-----------	---------------	--------	--------------------

9 農作物病虫害防除所の職員の駐在

所属機関	駐在場所	名称	担当事務
和歌山県農作物病虫害防除所	紀の川市粉河3336	紀の川駐在	農作物の病虫害防除に関する事務
	有田郡有田川町奥751の1	有田川駐在	
	日高郡みなべ町東本庄1416-7	みなべ駐在	

訓 令

和歌山県訓令第14号

庁中一般
各地方機関

旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

旅券駐在員設置に伴う事務決裁等の特別取扱規程（平成10年和歌山県訓令第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、東牟婁振興局地域づくり部総務県民課が所掌する旅券事務についての決裁の区分及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(専決)</p> <p>第2条 旅券駐在員（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第213条第2項に定める旅券駐在員をいう。）は、一般旅券の発給申請の受理及び交付に関し旅券法（昭和26年法律第267号）第3条及び第8条から第11条までに規定する事項について、その所掌する事務を専決することができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、東牟婁振興局地域振興部総務県民課が所掌する旅券事務についての決裁の区分及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(専決)</p> <p>第2条 旅券駐在員（和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第213条第2項に定める旅券駐在員をいう。）は、一般旅券の発給申請の受理及び交付に関し旅券法（昭和26年法律第267号）第3条、第7条、第8条、第9条、第10条及び第12条に規定する事項について、その所掌する事務を専決することができる。</p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第15号

庁中一般
各地方機関

会計駐在員の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

和歌山県知事 岸 本 周 平

会計駐在員の事務決裁等の特別取扱規程の一部を改正する訓令

会計駐在員の事務決裁等の特別取扱規程（平成22年和歌山県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この規程は、東牟婁振興局地域づくり部総務県民課が所掌する物品調達事務についての決裁の区分及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(専決) 第2条 会計駐在員(和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第213条第2項に定める会計駐在員をいう。)は、和歌山県物品調達事務規程(平成10年和歌山県訓令第13号。以下「事務規程」という。)に関する次の事項について、その所掌する事務を専決することができる。</p> <p>(1) <u>事務規程第6条の規定による入札事務の処理(1件の調達予定額が50万円未満である集中調達物品に係るものに限る。)</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>事務規程第7条第2項の規定による物品の発注事務の処理に関する事項</u></p> <p>(3) <u>事務規程第9条の規定による物品の発注事務の処理に関する事項</u></p> <p>(4) <u>前2号の物品の調達に係る歳出(契約書を作成し、又は請書を徴することを要するものを除く。)の支出の決定(支出の決定をもって行われる支出負担行為の決定を含む。)</u>に関する事項</p>	<p>(目的) 第1条 この規程は、東牟婁振興局地域振興部総務県民課が所掌する物品調達事務についての決裁の区分及び手続について、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(専決) 第2条 会計駐在員(和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第213条第2項に定める会計駐在員をいう。)は、和歌山県物品調達事務規程(平成10年和歌山県訓令第13号。以下「事務規程」という。)に関する次の事項について、その所掌する事務を専決することができる。</p> <p>(1) <u>事務規程第6条の規定に基づく入札事務の処理(1件の調達予定額が50万円未満である集中調達物品に係るものに限る。)</u>に関する事項</p> <p>(2) <u>事務規程第7条第2項の規定に基づく発注事務の処理に関する事項</u></p> <p>(3) <u>事務規程第9条の規定に基づく集中調達物品の発注事務の処理に関する事項</u></p>

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。